

岩手県告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月15日(水)午後3時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂C

2 都市計画の変更の案の概要

- (1) 変更箇所 別図のとおり。
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
  - ア 盛岡市南仙北一丁目から北飯岡一丁目まで
  - イ 盛岡市城西町から繫字尾入野まで
  - ウ 盛岡市上堂一丁目から滝沢市鶉飼八人打まで
  - エ 滝沢市下鶉飼から鶉飼御庭田まで
  - オ 盛岡市盛岡駅前通から下飯岡20地割まで
  - カ 盛岡市津志田15地割から湯沢17地割まで
  - キ 盛岡市西仙北一丁目から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目まで
  - ク 盛岡市仙北一丁目から上太田細工まで
  - ケ 盛岡市夕顔瀬町から紫波郡矢巾町大字煙山第3地割まで
  - コ 紫波郡矢巾町大字土橋第10地割から滝沢市滝沢字巢子まで
  - サ 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割から盛岡市永井1地割まで

3 公述申出書の提出期限 令和3年9月2日(木)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場に備えておいて令和3年8月6日から同年9月2日まで縦覧に供する。